

EU データ法：2025 年 9 月 12 日の適用開始以降のアップデートと実務動向

ヨーロッパニュースレター

2026 年 1 月 19 日号

執筆者:

石川 智也

n.ishikawa@nishimura.com

2025 年 9 月 12 日に適用開始となった EU データ法¹の下で、多くの企業が同法に対応するための情報提供文書や利用規約を公表している。また、同法は、適用開始以降多くのガイダンス等が公表されたり、同年 11 月 19 日公表のデジタルオムニバス法案²により改正提案がなされたり、様々なアップデートがある。本稿においては、このような適用開始以降のアップデートと実務動向を紹介する。

また、EU データ法が適用されるデータの範囲や、営業秘密を保護するための条項の詳細については、[石川智也「EU データ法の下でのデータへのアクセス権と営業秘密保護の調和および日本のデータ利活用法制への示唆」](#)が情報ネットワーク・ローレビュー（2025 年 24 巻）に掲載されたので、実務対応に際してご参考いいただければと思う。

1. 適用開始以降のアップデート

(1) ガイダンス等

欧州委員会は、適用開始日である 2025 年 9 月 12 日に、企業の EU データ法対応の支援を行う Data Act Legal Helpdesk の創設、営業秘密の保護が問題となる場合のデータの利用に関するガイダンスの提供、MCTs (Model Contractual Terms) や SCCs (Standard Contractual Clauses) といった契約フォームの公表に向けて検討を行う旨を公表した³。また、従前公表していた FAQ をアップデートし、従前の FAQ の一部について加筆修正を行うとともに、枝番で新たな FAQ を追記した⁴。さらに、自動車業界の関係者向けに、EU データ法第 2 章 (IoT データ条項) の遵守方法について解説したガイダンスを公表した⁵。このガイダンスは、EU データ法が適用されるデータや関連サービスの範囲について具体例を交えた詳細な解説を行ってお

¹ Regulation (EU) 2023/2854 of the European Parliament and of the Council of 13 December 2023 on Harmonised Rules on Fair Access to and Use of Data and Amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directive (EU) 2020/1828 (Data Act) (Text with EEA Relevance), 2023 O.J. L.

² Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Amending Regulations (EU) 2016/679, (EU) 2018/1724, (EU) 2018/1725, (EU) 2023/2854 and Directives 2002/58/EC, (EU) 2022/2555 and (EU) 2022/2557 as Regards the Simplification of the Digital Legislative framework, and Repealing Regulations (EU) 2018/1807, (EU) 2019/1150, (EU) 2022/868, and Directive (EU) 2019/1024 (Digital Omnibus), COM(2025) 837 final (Nov. 19, 2025).

³ European Commission, *EU Data Act Gives Users Control over Data from Connected Devices* (Sep. 12, 2025), available at https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_2078.

⁴ European Commission, *Frequently Asked Questions Data Act* (Version 1.3) (Sep. 12, 2025).

⁵ Communication from the Commission, *Guidance on Vehicle Data, Accompanying Regulation 2023/2854 (Data Act)* (Text with EEA Relevance), C(2025) 6119 final (Sep. 12, 2025).

り、自動車業界はもちろんのこと、それ以外の業界の関係者にとっても参考になるだろう。

そして、デジタルオムニバス法案の公表日である 2025 年 11 月 19 日には、上記の MCTs と SCCs の契約フォームの英語版が公表された（EU では、所定の加盟国の言語に全て翻訳された時点で公式に採択される仕組みであるが、既に適用開始日を過ぎており、かつ、翻訳に時間を要することを踏まえ、英語版が仮に承認されたものである）⁶。また、同年 12 月 16 日には、企業の EU データ法対応の支援を行う Data Act Legal Helpdesk の創設がアナウンスされた⁷。所定のフォームを通じて質問をすると、原則として質問から 15 営業日以内に回答が得られるとのことである⁸。

そのほか、デジタルオムニバス法案と同日に公表されたデータ連合戦略において、2026 年に公表予定のデータ法に関するガイドラインとして、下記表 1 記載のガイドラインが挙げられている⁹。前記のとおり、適用開始日に今後公表予定とアナウンスのあった「営業秘密の保護が問題となる場合のデータの利用に関するガイダンス」と合わせて、今後の動向が注目される。

表 1 : データ法のガイダンス公表予定（データ連合戦略記載分）

データ法	<ul style="list-style-type: none">データ共有に際して請求可能な対価を明確化する「合理的な補償」に関するガイドライン（2026 年第 1 四半期）¹⁰定義を明確化するガイドライン（2026 年第 1 四半期）
------	--

(2) デジタルオムニバス法案によるデータ法の改正提案

また、前記のデジタルオムニバス法案により、下記表 2 記載のデータ法の改正提案がなされている。なお、この他にも、非個人データ流通規則（Free Flow of Non-Personal Data Regulation。FFDR）¹¹、オープンデータ指令（Open Data Directive。ODD）¹²及びデータガバナンス法（Data Governance Act。

⁶ *Communication to the Commission; Approval of the Draft Commission Recommendation on Non-binding Model Contractual Terms on Data Access and Use and Non-binding Standard Contractual Clauses for Cloud Computing Contracts (with Annexes), Annexed Hereto, C(2025) 7750 final.*

⁷ European Commission, *Commission launches Data Act legal helpdesk*, available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/commission-launches-data-act-legal-helpdesk>.

⁸ European Commission, *Data Act Legal Helpdesk*, available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/data-act-legal-helpdesk>.

⁹ *Communication from the Commission to the European Parliament and the Council, Data Union Strategy Unlocking Data for AI, COM(2025) 835 final (Nov. 19, 2025) 17.*

¹⁰ 欧州委員会が、EU データ法の下で、利用者の要求に基づくデータの強制移転の際の合理的な補償の計算に関するガイドラインを検討するために 2025 年 7 月 15 日に実施したウェビナーの解説については、[当事務所ヨーロッパニュースレター 2025 年 7 月 28 日号](#)を参照されたい。

¹¹ Regulation (EU) 2018/1807 of the European Parliament and of the Council of 14 November 2018 on a Framework for the Free Flow of Non-personal Data in the European Union (Text with EEA Relevance), 2018 O.J. (L303) 59.

¹² Directive (EU) 2019/1024 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on Open Data and the Re-use of Public Sector Information (Recast), 2019 O.J. (L172) 56.

DGA)¹³を廃止して、データ法に統合する One Data Act¹⁴の構想もあるが、その点は別稿にて改めて取り上げることとし、ここでは現行のデータ法の改正に係る項目を紹介する。

表2：デジタルオムニバス法案によるデータ法改正提案

項目	概要
①営業秘密を理由としてデータの開示を拒絶できる場合の拡張	<ul style="list-style-type: none"> コネクテッド製品等が生成したデータへのアクセス・移転要求に対し、例外的にデータの開示を拒絶できる場合として、第三国又はその支配下にある事業体（EU域内で利用可能な保護水準よりも低い保護水準の法域に属するもの）によるデータの違法な取得・使用等のリスクが高い場合を追加（第2章、4条・5条関連）
②公的機関へのデータ開示を強制される場面の縮減	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関が民間事業者保有のデータの開示を要求できる場合につき、「例外的な必要性」の要件を、「公共の緊急事態」に縮減（第5章、14条・15条関連）
③データ処理サービス（クラウドサービス等）の規律の緩和	<ul style="list-style-type: none"> EUデータ法適用開始以前に締結された契約に基づくデータ処理サービスの提供につき、一定の条件の下で適用除外要件を拡大（第6章、31条関連）
④スマートコントラクトに係る規律の廃止	<ul style="list-style-type: none"> スマートコントラクトの提供者が遵守すべき必須要件を削除（第7章、36条関連）

これらのうち、企業による平時のデータ法のコンプライアンス対応という意味では、①と③が関係するようと思われる。

このうち、①については、営業秘密の保護が不十分な国¹⁵に移転される可能性があることを理由にデータの提供を拒絶する場面がありそうか、検討することが重要となる。開示を拒否する根拠の立証に当たっては、データ保有者は、不十分又は不適切な法的基準、不十分又は恣意的な執行、過去の侵害事例、EU法と抵触する外国開示義務、EU域内事業体に対する法的救済手段の制限、競合他社を弱体化させるための手続的戦術の戦略的悪用、不当な政治的影響力等の要素を考慮し得るとされており（デジタルオムニバス法案前文(12)）、このような事情について説明できる必要があるだろう。その説明の程度については、第三国又は第

¹³ Regulation (EU) 2022/868 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2022 on European Data Governance and Amending Regulation (EU) 2018/1724 (Data Governance Act) (Text with EEA Relevance), 2022 O.J. (L152) 1.

¹⁴ このOne Data Actの呼称は、Commission Staff Working Document Accompanying the Documents; Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Amending Regulations (EU) 2016/679, (EU) 2018/1724, (EU) 2018/1725, (EU) 2023/2854 and Directives 2002/58/EC, (EU) 2022/2555 and (EU) 2022/2557 as Regards the Simplification of the Digital Legislative framework, and Repealing Regulations (EU) 2018/1807, (EU) 2019/1150, (EU) 2022/868, and Directive (EU) 2019/1024 (Digital Omnibus); and Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Amending Regulations (EU) 2024/1689 and (EU) 2018/1139 as Regards the Simplification of the Implementation of Harmonised Rules on Artificial Intelligence (Digital Omnibus on AI), SWD(2025) 836 final (Nov. 19, 2025) 8 を参照されたい。

¹⁵ デジタルオムニバス法案のスタッフワーキング文書（前掲注14）脚注36で引用されている、2025年5月22日公表のスタッフワーキング文書（Commission Staff Working Document; Report on the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries, SWD(2025) 131 final (May 22, 2025)）5頁は、中国やインドをはじめとする多くの国々において、営業秘密の保護が不十分であり、その執行に課題のあることが、EUの企業に回復不能な損害をもたらしていると指摘する。このような文書は、説明に当たって有用かもしれない。

三国に所在する事業体の営業秘密の保護水準に関する全面的な分析又は実証を要求されるべきではないとされる一方で、第三国全体に対して体系的又は一般化して適用されるべきではなく、各事例の具体的な状況に応じて明確かつ比例的かつ個別に対応すべきとされている（デジタルオムニバス法案前文(12)）。

また、③については、データ法の適用開始日より前に締結した既存の契約について検討する余地があるようと思われる。もっとも、今後の新規の契約との関係では、適用除外要件の拡大による恩恵は見込まれないため、データ処理サービスの提供者に課される義務（スイッチングの促進と、それに伴う所定の契約条項の合意と情報提供等）を免れられる場合は、引き続き限定的と言わざるを得ない。

2. 適用開始後の実務動向

(1) 情報提供文書と利用規約の動向

ア EU データ法に対応する側の実務動向

EU データ法の第 2 章（いわゆる IoT データ条項）に対応するための情報提供文書と利用規約については、適用開始直前の 2025 年 8 月頃から公表する企業が徐々に増えてきた。EU の企業のみならず、日系、米系などの企業も対応しているところ、競合製品について EU データ法に対応している文書の存否・内容を調査することで、自社グループの業界の対応状況を把握することもできるだろう。

対応状況は業界ごとに差があり、たとえば、欧州において業界単位で検討を進めてきたと見られる自動車 OEM や農耕機械等については、比較的対応が進んでいるように見受けられる。欧州委員会は、データ法の発効日である 2024 年 1 月 11 日には、「風力タービン（風力発電のプロペラ）」を例示し¹⁶、適用開始日である 2025 年 9 月 12 日には車の他に「スマートウォッチ」を例示した¹⁷が、いずれも少し意外な適用例ではないだろうか。EU で販売される製品が何らかデータを生成し、そのデータを遠隔であれ手動であれ取得できる場合には、EU データ法の第 2 章の適用可能性がある。また、いわゆる個人データの処理が問題となるような家電製品、医療機器、ウェアラブル端末等についても、EU データ法への対応が必要となり得ることに留意が必要である。

さらに、EU データ法の第 6 章（クラウド等のデータ処理サービス）に対応するための情報提供文書や規約の準備も必要である。第 2 章に対応するための利用規約と比較すると事例は少ないが、海外の大手クラウドベンダー等は、GDPR のデータ処理契約（Data Processing Agreement）に加えて、EU データ法対応の契約を用意し、かつ必要な情報提供を行っているところも少なくない。こちらも、公表例は多く見つかる。

イ EU データ法に対応した規約の提示を受ける側の実務動向

以上のような動向を受け、製品を購入したり、クラウドサービスの提供を受けたりする側においても、EU データ法に対応した規約の提示を受け、レビューする場面が生じている。そのため、自社にて EU データ法の対応が必要であるか否かにかかわらず、EU データ法の下で、どのような条項がどのような背景で規定され

¹⁶ European Commission, *European Data Act Enters into Force, Putting in Place New Rules for a Fair and Innovative Data Economy* (Jan. 11, 2024), available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/european-data-act-enters-force-putting-place-new-rules-fair-and-innovative-data-economy>.

¹⁷ European Commission, *EU Data Act Gives Users Control over Data from Connected Devices* (Sep. 12, 2025), available at https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_2078.

ているのかを知ることは重要である。そして、それらの契約のベースとなっていることが多い、EU データ法対応のMCTs や SCCs の内容を知ることが有益である。また、これまで利用者として必ずしも実現できなかつたことが、EUにおいては、EU データ法の下で実現できる可能性があることにも注目すべきである（例えば、利用者としてのデータへのアクセスや、クラウドサービスの無償でのスイッチング等。前者は、利用台数が多いほど、既存・新規サービスに活用できるポテンシャルが大きいだろう）。

(2) 現状の実務動向を踏まえた今後の対応

現状、情報提供文書については確たるガイダンスがなく、利用規約についても、適用開始時点で MCTs や SCCs の最終版が公表されていなかったこともある。いずれも記載のレベル感にはばらつきが見られる。また、日系企業と欧米系の企業とで、記載ぶりが異なることもあるため、実例の検討においては、多様な国の企業の実例を見るのが良いように思われる。

MCTs と SCCs については、①2025年4月2日に公表されたドラフト¹⁸、②2025年5月に欧州委員会がセミナー参加者に配布したドラフト¹⁹、③2025年11月19日に公表された最終版がある。このうち、②と③の違いは内容面では大きくないが、①と③の違いは内容面でも大きいため、①をベースに規約類を整備した企業は、改めて規約の内容を検討することが望ましいだろう。他方で、②をベースに規約類を整備した企業は、改めて検討する必要性は高くないものの、今後新たに規約を作成する際や、既存の規約のバージョンを改める際には、②と③の違いを踏まえ、調整を検討することが望ましいだろう。

また、前文(21)において、同一のコネクテッド製品等の利用者が複数発生し得ることを前提に、利用者ごとにアカウントが作成でき、各利用者がアカウントを通じて自身のデータを管理できるようにすることが推奨されている。そして、MCTs 上も、そのようなデータの取扱いを前提として、コネクテッド製品等を譲渡して、旧利用者と新利用者が登場する場合（例えば、農耕機器を中古で販売する場合）や、同時に複数利用者が発生する場合（例えば、車のリース会社と、リース会社から車を借りるユーザーがいる場合）の規律が用意されている。実際、アカウントを用意する例も少なからず見られるため、このような実務の実装については、MCTs の内容理解も含め、引き続き検討していく必要があるだろう。

あらゆる新規法令のコンプライアンスについて、適用開始日時点の実務は、法の運用が明確でない状況において、限られた情報の下でなされるものである。そればかりか、EU データ法は、データ駆動型社会の実現のために過去に類例のない、データのアクセス権・スイッチング促進のルールを社会に実装するものであり、どのように発展するかは、必ずしも見通せない。そのため、一度対応した企業も、法の運用が進むにつれ、今後公表されるであろうさまざまなガイダンスや他社の実例なども見ながら、継続して対応をチューンアップしていくことが重要である。また、今後セクター別の法令やガイドラインの検討が進む可能性も十分あると考えられる。

¹⁸ European Commission, *Final Report of the Expert Group on B2B Data Sharing and Cloud Computing Contracts* (Apr. 2, 2025).

¹⁹ このバージョンのドラフトに基づく実務対応について、[当事務所ヨーロッパニュースレター2025年6月2日号](#)にて説明したことがある。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター 購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com